

年会費の改定 新旧対照表

公益社団法人東京都高圧ガス保安協会の会費等に関する規則第4条(2)

1. 正会員

ア 冷凍空調事業所会員

(ア) 冷凍空調事業所のうち高圧ガス保安法（以下「法」という。）第5条に該当する事業所の1年間の会費は、次に掲げる冷凍能力（冷凍保安規則第5条の規定による。）に該当する金額とする。

A 往復動式・スクリュウ式

冷凍能力	現行年会費	改定（本則） 年会費	2020年度の 措置	冷凍能力	現行年会費	改定（本則） 年会費	2020年度の 措置
トン 以上 未満	円	円	年会費 円	トン 以上 未満	円	円	年会費 円
3,000～	130,000	138,000	134,000	150～ 160	73,000	81,000	77,000
1,000～3,000	105,000	113,000	109,000	140～ 150	70,000	78,000	74,000
750～1,000	100,000	108,000	104,000	130～ 140	68,000	76,000	72,000
500～ 750	98,000	106,000	102,000	120～ 130	65,000	73,000	69,000
400～ 500	97,000	105,000	101,000	110～ 120	62,000	70,000	66,000
300～ 400	96,000	104,000	100,000	100～ 110	59,000	64,000	61,000
250～ 300	91,000	99,000	95,000	90～ 100	54,000	59,000	56,000
230～ 250	90,000	98,000	94,000	80～ 90	51,000	56,000	53,000
220～ 230	89,000	97,000	93,000	70～ 80	48,000	53,000	50,000
210～ 220	87,000	95,000	91,000	60～ 70	45,000	50,000	47,000
200～ 210	86,000	94,000	90,000	50～ 60	42,000	47,000	44,000
190～ 200	84,000	92,000	88,000	40～ 50	33,000	38,000	35,000
180～ 190	82,000	90,000	86,000	30～ 40	29,000	34,000	31,000
170～ 180	79,000	87,000	83,000	20～ 30	26,000	31,000	28,000
160～ 170	76,000	84,000	80,000				

ただし、会費の最高金額は138,000円（本則改定）とする。2020年度の措置は134,000円とする。（現行130,000円）

B ターボ式

a ターボ式のみ

冷凍能力	最初の1台 （現行）	最初の1台 （本則改定）	2020年度の 措置	1台増す毎に （現行）	1台増す毎に （本則改定）	2020年度の 措置
トン 以上 未満	円	円	円	円		
3,000～	70,000	78,000	74,000	23,000	改定なし	改定なし
1,000～3,000	63,000	71,000	67,000	21,000	改定なし	改定なし
300～1,000	49,000	54,000	51,000	19,000	改定なし	改定なし
100～ 300	40,000	45,000	42,000	16,000	改定なし	改定なし
100未満	34,000	39,000	36,000	12,000	改定なし	改定なし

b 往復動式・スクリー式と併設

冷凍能力 トン 以上 未満	1 台毎に (現行) 円	1 台毎に (本則改定)	2020年度の 措置
3,000～	23,000	改定なし	改定なし
1,000～3,000	21,000	改定なし	改定なし
300～1,000	19,000	改定なし	改定なし
100～ 300	16,000	改定なし	改定なし
100未満	12,000	改定なし	改定なし

(イ) 冷凍空調事業所のうち法第5条の非該当事業所の1年間の会費は、次に掲げる冷凍能力に該当する金額とする。

冷凍能力 トン 以上 未満	現行年会費 円	改定(本則) 年会費 円	2020年度の 措置 年会費 円	冷凍能力 トン 以上 未満	現行年会費 円	改定(本則) 年会費 円	2020年度の 措置 年会費 円
1,000～	66,000	74,000	70,000	170～ 180	52,000	57,000	54,000
750～1,000	65,000	73,000	69,000	160～ 170	50,000	55,000	52,000
500～ 750	64,000	72,000	68,000	150～ 160	48,000	53,000	50,000
400～ 500	62,000	70,000	66,000	140～ 150	45,000	50,000	47,000
300～ 400	61,000	69,000	65,000	130～ 140	43,000	48,000	45,000
250～ 300	60,000	68,000	64,000	120～ 130	41,000	46,000	43,000
230～ 250	59,000	64,000	61,000	110～ 120	38,000	43,000	40,000
220～ 230	58,000	63,000	60,000	100～ 110	36,000	41,000	38,000
210～ 220	56,000	61,000	58,000	90～ 100	34,000	39,000	36,000
200～ 210	55,000	60,000	57,000	80～ 90	31,000	36,000	33,000
190～ 200	54,000	59,000	56,000	70～ 80	29,000	34,000	31,000
180～ 190	53,000	58,000	55,000	70未満	26,000	31,000	28,000

イ 一般ガス事業所会員

一般ガス事業所の1年間の会費は、会員の事業所毎において、次に掲げる会員の級別に該当する金額とする。

級 別	対 象 事 業 所	現行年会費 円	改定（本則） 年会費 円	2020年度の措置 年会費 円
特級会員	業種、業態に関係なく、特級会員として加入したもの。	80,000	88,000	84,000
一級会員	1. 高圧ガス製造（専業）事業所 2. 四種類以上の高圧ガス販売事業所 3. 三種類以上の高圧ガスを300m ³ 以上または3トン以上貯蔵、消費する事業所 4. 容器製造事業所 5. バルブ製造事業所またはこれに準じるもの	57,000	62,000	59,000
二級会員	1. 高圧ガス製造（充てん）事業所 2. 三種類の高圧ガス販売事業所 3. 二種類の高圧ガス（300m ³ または3トン以上）を貯蔵し、消費する事業所またはこれに準じたもの	41,000	46,000	43,000
三級会員	1. 二種類の高圧ガス販売事業所 2. 溶断及び冷凍、冷房機器製造等事業所 3. 一種類の特定高圧ガス消費事業所またはこれに準じたもの	29,000	34,000	31,000
四級会員	1. 一種類の高圧ガス販売事業所 2. 溶断及び冷凍、冷房機器販売事業所 3. 一種類の高圧ガス消費事業所又はこれに準じたもの	21,000	26,000	23,000
五級会員	1. 第二種製造事業所（法第5条第2項第1号による者、但し特定高圧ガス消費事業所は除く） 2. 消火用高圧ガス貯蔵所 3. その他前各号に該当しない高圧ガス関係事業所	16,000	21,000	18,000

（高圧ガスの種類とは、可燃性・毒性、可燃性、毒性、酸素、その他及び液化石油ガスの6種とする。）

ウ 高圧ガス関連事業所会員

対 象	現 行 金 額	期 間	改定（本則） 金 額	2020年度の措置 金 額
事業所会員	1口 30,000円	1年間	1口 35,000円	1口 32,000円

エ 団体会員

対 象	現 行 金 額	改定（本則） 金 額	2020年度の措置 金 額
一般社団法人 東京都エルピーガス協会	350,000円	改定なし	改定なし
一般社団法人 東京都エルピーガススタンド協会	200,000円	改定なし	改定なし
一般社団法人 東京都冷凍空調設備協会	150,000円	改定なし	改定なし

オ 個人会員

現 行 金 額	改定（本則） 金 額	2020年度の措置 金 額
7,000円	改定なし	改定なし

※ 以上の正会員の入会金については改定なし。

入会金	改定（本則） 入会金	2020年度の措置 入会金	正会員と同一組織内 の入会金	改定（本則） 同一組織入会金	2020年度の措置 同一組織入会金
15,000円	改定なし	改定なし	7,000円	改定なし	改定なし

2. 特別会員

特別会員の入会金及び年会費は、免除する。

現行入会金	改定（本則） 入会金	2020年度の措置 入会金	現行年会費	改定（本則） 年会費	2020年度の措置 年会費
免除	改定なし	改定なし	免除	改定なし	改定なし

3. 賛助会員

賛助会員の入会金は免除し、年会費は、一口30,000とする。

現行入会金	改定（本則） 入会金	2020年度の措置 入会金	現行年会費	改定（本則） 年会費	2020年度の措置 年会費
免除	改定なし	改定なし	1口 30,000円	改定なし	改定なし

以下、省略（現行通り）

附 則

この規則は、令和2年4月1日より施行する。